

第 121 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県立佐世保青少年の天地条例（昭和44年長崎県条例第15号）第 2 条及び長崎県立少年自然の家条例（昭和48年長崎県条例第68号）第 2 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
長崎県立佐世保青少年の天地 長崎県立世知原少年自然の家	佐世保市烏帽子町376番地 特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会 理事長 鶴崎 耕一	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで

令 和 7 年 11 月 26 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

長崎県立佐世保青少年の天地及び長崎県立世知原少年自然の家の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の 2 第 6 項、長崎県立佐世保青少年の天地条例第 5 条及び長崎県立少年自然の家条例第 5 条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。